

第1条 (目的)

Life hospitality management service (以下「当団体」といふ)は、正会員、準会員、賛助会員との間に本規約を定め、これにより当団体の運営を行う。

第2条 (会員の定義)

- (1) 正会員とは、当団体の本活動の運営に賛同し、各種活動に積極的に参加して実質的な議決権を有する個人の会員をいう。
- (2) 準会員とは、当団体の趣旨に賛同し、各種活動に積極的に参加できる議決権を有しない個人を会員をいう。
- (3) 賛助会員とは、当団体の趣旨に賛同し、当団体の活動を主に資金的に支援する意思をもつ個人及び団体の会員をいう。

第3条 (入会)

入会の申込をされた場合は、入会申込書に必要な事項を記入し、当団体に FAX、E-mail、または送付提出することとする。正会員・準会員の会費は、申込書の受理後 14 日以内に年会費の入金を確認した日よりして入会が成立する。賛助会員は入会申込書提出後に入会とする。

第4条 (会費)

年会費は次のように定める。

- (1) 正会員 入会金 3,000 円 年会費 4,000 円
- (2) 準会員 入会金 なし 年会費 3,000 円
- (3) 賛助会員 入会金 なし 年会費なし (支援金納金も納付された方も含む)
- (4) 毎年1月半に当団体指定口座へ振り込むものとする。
- (5) 年会費は当団体への実収金として処理し、賛助会員の会費とはしない。

第5条 (入会の拒絶)

当団体は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 申込書に虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込書がすべて除去された者であった場合
- (3) 暴力団関係者または、反社会的勢力に準ずる者であった場合
- (4) 年会費を指定期間に支払わずとも滞りの場合

第6条 (会員資格の有効期間)

- (1) 正会員、準会員、賛助会員が資格を喪失し、当団体の運営に不利(損害は不明)が生ずるときは、当該資格を喪失する。
- (2) 規約に定める有効期間は、当該会員が当団体から退会しない限り、満了の翌日から1年間延長するものとし、当該資格とする。
- (3) 継続更新 1 回目から年会費未納を続けた日から 3 か月以内は当団体指定口座へ振り込み拒否、本人から申し出が無い場合、自動的に賛助会員へ移行とする。
- (4) 正会員、準会員、個人で入会した賛助会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失効するものとし、第三者への資格継承は認めないものとする。
- (5) 団体で入会した賛助会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかにその旨を本部又は事務局方法により当該団体に通知する必要がある。
- (6) 会員資格の譲渡、貸与、売買等をすることはできない。

第7条 (代表権)

総会は、司理年次総会に於けるより正会員をもって構成し、正会員、賛助会員は議決権を有しない。

第8条 (会員資格の喪失)

- (1) 会員は、入会申込書に書かれた内容について虚偽があったりまたは、違反行為に違反又は悪質な行為をもってその旨を当該人に通知し、受けおぼせなければならない。
- (2) 前項の違反行為とある不利を被った事実に際し、当団体は一切の資格を喪失しないものとする。

第9条 (会員資格等の公開)

- (1) 当団体は会員資格を総会として外部に公開することはしないとする。
- (2) 会員の発言等が第三者に不利な結果を生じたときは、会員のプライバシー保護を確保する上は関係記録開示などに制限することがあり得る。また、裁判所、検察庁、警察、弁護士、またはこれらに準じた機関を有する機関から、法令の規定に基づき会員のプライバシー保護やアクセスログに関する情報開示を求められたときは、必要に応じて情報を開示することがあります。
- (3) 当団体は団体の上記規定が外部に漏れて了らざる限りこれに異議をとなさないものとし、当団体は責任を負わないものとする。

第10条 (会員資格の喪失)

当該会員の多額の滞りに関するに於ては、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 正会員間での会費を滞りし、催告を受けてもそれに応じず、滞りしたとき。
- (4) 正当な理由なく、1 年を超過して料金の滞りが発生した場合。
- (5) 本規約に違反したとき。
- (6) 解任されたとき。

第11条 (辞任)

当団体は、会員が次のいずれかに該当する場合は、当該会員を辞任することができる。

- (1) 当団体の運営等に賛同しなくなったとき、この旨を本部に届出したとき。
- (2) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した場合は。
- (3) 当団体の名譽を傷つけ、又は許諾に反する行為をしたとき。
- (4) その他、当団体が会員として不適切と判断した場合。

第12条 (退会)

当会員は、当団体の何れに定める退会届を提出することにより、任意に退会することができ得る。

第13条 (退会後返付の返還)

既に納入した入会金及びその他の費用返金は、これを返還しない。

第14条 (禁止事項)

当会員は、当団体の上を活動にあたり、以下に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の会員、第三者もしくは当団体の組織及びプライバシーを侵害する行為または侵害する恐れのある行為。
- (2) 会内活動に関する行為もしくはその恐れのある行為。
- (3) 当団体の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為。
- (4) 業務活動や営利目的、またはその準備を目的とした行為、その他、不適切と判断されるすべての行為。

第15条 (紛争)

当団体に際して、会員が他の会員もしくは第三者に対して損害を及ぼした場合は、または会員と他の会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、当該人は一切責任を負わないものとし、当該会員は自己の責任と責任でかかる損害を賠償し、また、かかる紛争を解決するものとし、当該人は一切の責任または損害を負わないものとなります。

第17条 (損害賠償)

- (1) 会員が本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに従うる行為によって当団体の損害を受けた場合、当該会員は、当該団体の受けた損害を当該団体に賠償することとする。
- (2) 会員資格を喪失した者の場合も、賠償の責任は認められるものとする。

第18条 (任意参加の決定)

当団体は、運営のために必要と判断される場合、総会の議決を経て、本規約を変更することがある。